

広野町ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者募集要項

1 目的

ふるさと応援寄附金を活用し、広野町の取り組みを応援していただける方を募り、本町の魅力を発信するとともに地元特産品のPR、販売促進及び地域産業の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者へお礼の品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」）を提供する事業者（以下「提供事業者」）を募集する。

2 提供事業者の要件

提供事業者は、以下の要件にすべて適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本町が提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

(1) 原則、本町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、本町内で生産、製造、加工またはサービスの提供（販売・体験を含む。以下同様）を行っている法人、その他の団体又は個人事業者（以下「事業者」）であること。ただし、本町内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、本町をPRしていると認められる場合は、町外の事業者も可能とします。

(2) 町税等の滞納がないこと。

(3) 各種法規等を遵守した生産・製造・加工またはサービスの提供を行っていること。

(4) 代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」及び「広野町暴力団排除条例」に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

(5) 広野町個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、個人情報を「適切に取り扱うことができる事業者であること。

3 返礼品の要件

(1) 3の要件を満たす事業者が生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている加工食品、生鮮食品、工芸品等であり、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本町が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

ア 原則、町内で生産、製造、加工、販売、体験等のサービスの提供を行っているもの。

イ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、季節限定、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱いを可とする。

- ウ 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法令を遵守し、違反していない返礼品であること。
- エ 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、適切な賞味期限が保証されるものであること。
- オ 体験型サービス（代行サービス等も含む）においては、次に掲げる要件を全て満たすこと。
- ・町内及び町施設内にてサービスが提供されること。
 - ・町内の地域資源を利用していること。
 - ・寄附者に対して、サービスの提供が受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後一定程度の有効期限を設けることができること。
 - ・天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。
 - ・提供にあたっては安全性の配慮に努めること。
- カ 平成28年4月1日付け総税企第37号総務大臣通知「地方税法、同法施行法、同法施行規則の改正等について」XⅢ特記事項2（1）により通知された「ふるさと納税の趣旨」に反せず、公序良俗に反していないこと。
- キ 平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないもの。
- ・金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル・通信料金等）
 - ・資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
 - ・価格が高額のもの
- (2) (1)の規定によらず、町長が特に認めたものについては、返礼品として認める場合があります。
- (3) 返礼品の町の負担額は寄付金額の3割を上限とします。なお、返礼品の価格には消費税（令和元年10月1日からの税率で算出したもの）と梱包代を含むものとします。また、町は、返礼品の負担額に加え、送料の実費を負担します。

【寄付額と返礼品額の設定例】

寄付金額（例）	返礼品等の価格（例）	町の返礼品等負担額（上限）
5,000円	1,500円以内	1,500円
10,000円	3,000円以内	3,000円
20,000円	6,000円以内	6,000円

4 提供事業者のメリット

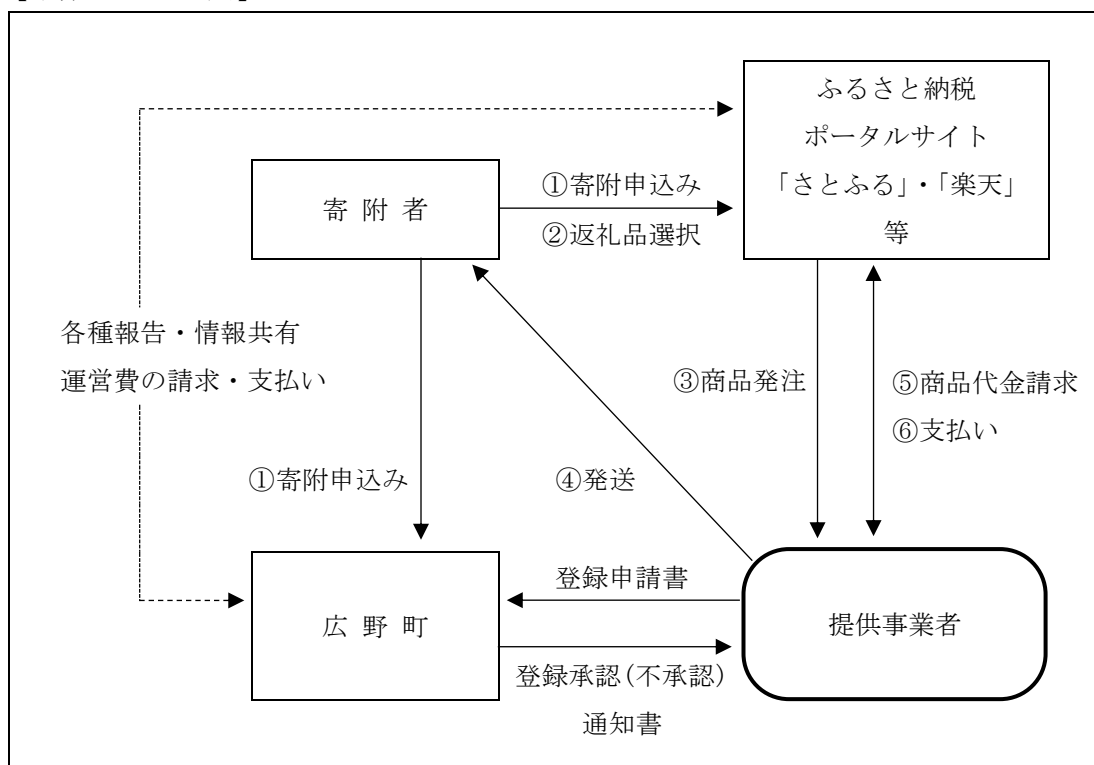
- (1) 広野町のホームページやチラシ、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」「楽天」などに商品の画像、商品名、企業名などが掲載されます。
- (2) 寄附者への返礼品発送時におけるパンフレットの同封により、PRが可能です。ただし、提供事業者によるパンフレットの送付は、返礼品発送時の同封のみに限ります。
- (3) ふるさと納税制度（寄附金）を通じた新たな販路の開拓ができます。
- (4) 町のホームページや町が作成・配布（町が委託して作成する媒体を含む。）するふるさと納税（寄附金）チラシ等に返礼品および事業者名を掲載します。なお本町がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じてその他の媒体へ情報提供する場合があります。

5 個人情報の保護

提供事業者は、この事業により取得した個人情報の取り扱いについて、「広野町個人情報保護条例」に基づき、提供情報は返礼品発送のためだけに利用し、第三者へ提供するなど返礼品の発送以外に利用することはできません。ただし、返礼品発送時におけるパンフレットの同封により、寄附者から直接、提供事業者への商品の申し込み等があった場合、そこで入手された個人情報については対象外とします。

6 返礼品の受注、代金支払い等の概要

【事業イメージ図】



7 申込方法

「広野町ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者登録申請書」(様式第1号)に必要な書類を添付し、郵送又は直接提出してください。

次の提出書類①②については、町ホームページからもダウンロードが可能です。

(1) 提出書類

①「広野町ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者登録申請書(以下「申請書」)」
(様式第1号)

②「返礼品概要説明書(データ提出可)」(様式第2号)

③ 返礼品の写真(データ提出可)

(2) 提出・お問い合わせ先

広野町役場産業振興課 商工観光係

住 所：〒979-0404 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35 番地

TEL：0240-27-4163

FAX：0240-27-4539

8 返礼品の決定

(1) 町は第3項に定める要件に基づき、登録の可否を審査し、その結果を「広野町ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者登録承認(不承認)通知書」(様式第3号)により通知します。

(2) 登録を承認された事業者は、別途(株)さとふる等と契約書を締結いただきます。

(3) 提供事業者の募集は随時行います。

9 その他の留意事項

(1) 提供事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は真摯に対応し解決に努め、その内容について速やかに町へ報告してください。

なお、品質等による保証やクレーム対応については、町は一切の責任を負いません。

(2) 町は、登録された提供事業者又は返礼品が第3項に定める事項に適合しなくなったと認める場合、その事業者登録や商品調達を中止することがあります。

(3) 登録された返礼品を変更または辞退する場合は、1ヶ月前までに町へ報告してください。